

特定非営利活動法人九州グライダースポーツ連盟定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人九州グライダースポーツ連盟という。ただし常用表記は、NPO 九州グライダー連盟とする。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大分県竹田市久住町大字白丹字朽木 4140 番 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、九州のグライダースポーツ愛好者に対して、滑空機及び滑空場等グライダースポーツに関する環境の維持・向上を図る為の事業ならびに、滑翔技術研究などグライダースポーツ振興の為の事業を行うと共に、スポーツ航空の発展ならびに青少年の健全育成に寄与し、併せて地域文化の向上に資することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)特定非営利活動に係る事業

- ①滑空場の開発及び維持、並びに自然環境の保全
- ②九州地域におけるクロスカントリーを含む滑翔技術の開発・指導
- ③滑空機ならびに運航機材の整備・修理ならびにその技術の供与
- ④滑空機の指導教官及び整備士などの人材育成
- ⑤青少年に対するグライダースポーツの実践指導・振興
- ⑥グライダースポーツに必要な施設・機材の維持管理及び貸与
- ⑦その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 事業の実施にあたって、公益財団法人日本学生航空連盟が定める滑空スポーツ訓練実施規則ほかグライダースポーツの安全運航に係る規則を準用する。

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を援助するために入会した個人及び団体
- (3) 暫定会員 この法人の事業を体験するために入会した個人

(正会員の入会)

第7条 正会員は、第5条の事業を遂行することが出来る技能、見識及び経験を備えるか、又は協力できる者でなければならない。

- 2 正会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申込があったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(賛助会員・暫定会員の入会)

第8条 賛助会員ならびに暫定会員は、第3条の目的に賛同する者でなければならない。

- 2 賛助会員ならびに暫定会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申込書を受理した時点で、入会を認めたものとする。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、入会金は、免除することが出来る。

- 2 入会金及び入会初年度の会費は入会時に、その後の会費は前年度末までに翌年度分を納めなければならない。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一つに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会費を6ヶ月滞納したとき。
- (4) 第12条により除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、理事長が定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することが出来る。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することが出来る。

(1) この定款のほか、当法人の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第13条 削除

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6人以上10人以下

(2) 監事 3人以下

2 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任)

第15条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は理事の互選による。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づいて、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産状況を監査すること。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第17条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められた任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長することができる。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号のひとつに該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を得て、理事長が別に定める。

(職員)

第21条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 事務局長及び職員は理事長が任免する。

(組織及び運営)

第22条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 会 議

(種別)

第23条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第24条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第25条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び活動予算ならびにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第26条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第16条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第27条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第28条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第29条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第30条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第31条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第33条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第34条 理事会はこの定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
(理事会の開催)

第35条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第5項第5号の規定に基づいて、監事から招集の請求があったとき
(理事会の招集)

第36条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の少なくとも5日前までに通知しなければならない。
(理事会の議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第38条 理事会における議決事項は、第36条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(理事会の表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規程により表決した理事は、次条第1項の適用については、出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の表決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を記載すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第 6 章 資 産

(構成)

第 4 1 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(管理)

第 4 2 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第 7 章 会 計

(会計の原則)

第 4 3 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業年度)

第 4 4 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 4 5 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 4 6 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算の成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第 4 7 条 削除

(予算の追加及び更正)

第 4 8 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款の変更をしようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、且つ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1)目的

(2)名称

(3)その行う特定非営利活動の種類及び当該非営利活動に係る事業の種類

(4)主たる事務所および従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)

(5)社員の資格の得失に関する事項

(6)役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)

(7)会議に関する事項

(8)その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項

(9)解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)

(10)定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(精算人の選任)

第53条 この法人が解散したときは、理事が精算人となる。ただし、合併の場合の解散を除く。

(残余財産の帰属先)

第54条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、公益財団法人日本学生航空連盟に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、法人の掲示場に掲示すると共に、法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑 則

(細則)

第57条 この定款の施行に必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

理 事 長	陣 内 靖 介
副 理 事 長	宇 佐 川 毅
同	横 竹 正 俊
理 事	赤 星 保 浩
同	東 野 伸 一 郎
同	怡 土 宣 彦
監 事	高 城 寿 雄
同	本 郷 幹 雄
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらずこの法人の設立の日から平成23年12月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第46条にかかわらず、この法人の設立の日から平成23年12月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 47 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 9 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員	(個人会員)	(団体会員)
(1) 入会金	10,000円	10,000円
(2) 年会費	10,000円	入会員1人当たり6,000円(ただし学生の団体は除く。)

賛助会員

(3) 入会金	無料	無料
(4) 年会費	13,000円	13,000円

暫定会員

(5) 入会金	無料	
(6) 年会費	12,000円	ただし暫定会員期間の月割

附則

この定款は、大分県知事の認証の日(平成 26 年 6 月 4 日)から施行する。